

令和7年12月1日改正

在宅医療案内

訪問診療

医療法人社団白羽会 つばさ在宅クリニック 新鎌ヶ谷

273-0107 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 1-16-1 ムワ・トウール 1F-A2

TEL 047-468-8065 FAX 047-468-8075

目次

ページ

1	当院のご案内・特徴	3
2	初回診察までの流れ	6
3	在宅医療の費用について	7
4	ご請求・お支払いについて	10
5	Q & A	11

【1. 当院のご案内・特徴】

当院では病院への通院が困難で、定期的に医療を受ける必要のある患者さまを対象とした訪問診療・往診を行っております。

当院にて訪問診療を行っている患者さまは、急な状態変化の際に電話での相談や必要時は往診にて対応が可能です。

医療依存度の高い方は、より良い医療を提供するために、訪問看護ステーションの看護師によるサービスも合わせて利用することをご相談する場合があります。

急変時、入院を希望される患者さまにおいては、入院先の調整も行いますので、ご希望の病院がありましたらご相談下さい。

これにより自宅で病院に近い医療を受けることができ、安心した療養生活を送ることができます。

訪問診療について

訪問診療とは定期的に計画をした診療のことです。原則として月2回訪問いたします。病状急変時の往診対応での診断が正確に行えるよう、状態が安定している時も定期的に診察をさせていただきます。また、ご病状に応じて週1回診察させていただく場合もあります。

訪問時間は午前・午後の枠でお伝えします。急患対応や交通事情により時間や順番の変更をさせていただくことがあります。訪問当日は次の順番になったところで、お電話いたします。

24時間のトータルサポート

夜間や休日など時間外に急に具合が悪くなった場合も24時間連絡を取ることが出来る体制をとっています。患者さまの状態をお伺いし、医師が必要と判断した場合には24時間いつでも臨時往診（または訪問看護）に伺います。

他の診察状況によってはすぐに対応が難しい場合やご病状によっては救急搬送の指示をださせていただくこともあります。その際は、受け入れ先の病院を調整させていただきます。

※事務的なお問い合わせに関しては、平日9:00～17:00の間にご連絡下さい。

共同診療について

当院では、チームで診察にあたっております。複数の医師が診察に加わることで、より患者さまのご病状にあった適切な医療を提供することや、緊急時の対応も24時間スムーズに行うことができます。電子カルテやカンファレンスにて患者さまのご病状等を共有しておりますので、ご安心ください。

当院で行っていること

- ・定期訪問診療、臨時往診、電話再診
- ・在宅緩和ケア

医療処置

採血検査	尿検査	心電図
エコー（心臓・腹部）	血液ガス分析	コロナ PCR 検査
在宅酸素療法	自己導尿指導	褥瘡処置
各種点滴・注射	膝関節注射	輸血
尿道カテーテル交換	気管カニューレ交換	胃瘻管理・交換
腎、膀胱瘻管理・交換	人工呼吸器管理	腸瘻管理
胆道ドレーン管理 (PTCD チューブ等)	医療用麻薬 (持続皮下注も含む)	高カロリー輸液管理 腹水穿刺

※詳しい事はお問い合わせください

地域連携・医療相談

- ・在宅医療導入までの調整（依頼から診療開始まで）
- ・ケアマネージャーや訪問看護ステーションなどのご紹介
- ・医療費等に関する様々な制度活用の支援（身体障害者手帳や難病手帳などの申請やご相談等）
- ・地域のケアマネージャー等との連携窓口
- ・介護保険対象外患者のサービスの紹介や調整
- ・当院かかりつけ患者さまの入院中の状態確認
- ・病診連携のための報告書の作成・送付
- ・在宅医療推進のための地域活動

※「地域連携部 相談員」へご相談下さい。

処方箋について

当院では原則として院外処方箋を発行しております。患者さま又はご家族さまが希望する薬局に処方箋を提出し、お薬を受け取って下さい。

また、訪問薬剤指導を行える薬局もございます。薬剤師がご自宅へ薬のお届けや服薬指導や管理を行うものです。別途料金（医療保険または介護保険にて1割の方で500~600円程度）のご負担がかかりますが、そちらを選択することも可能です。訪問薬剤指導のご希望があれば当院へご相談下さい。

必要に応じた検査や処置（点滴、注射等）の実施

在宅にて出来る検査や処置（点滴、注射等）をご状態に合わせて行わせていただくことがあります。在宅で出来ない検査が必要となる場合は、お近く（ご希望）の病院に受診して検査を行つていただくようご相談させていただく場合もあります。

感染症検査について

患者さまやスタッフにおける感染の可能性を考え、患者さまの感染症検査を必ず行っています。この検査にかかる費用は当院にて負担いたします。

項目は、B型肝炎・C型肝炎・梅毒となります。

注意事項

下記の処置を行う中で、ごく稀に起こる症状があります。注意して実施いたしますが、何か気になる症状がある場合は速やかに申し出て下さい。

採血時

- ・痛みが出ることがあります。
- ・神経損傷などの副作用が認められます

抗生素点滴時

- ・アレルギーにより、突然致死性のショック状態になることがあります。
- ・気分不快や発疹が出現することがあります。

その他点滴・注射時

- ・同様にショックや気分不快が出ることがあります。
- ・皮膚の感染（蜂窩織炎）が起こることがあります。

【2. 初回診察までの流れ】

① ご相談のお申込み

ご本人さま・ご家族さま、関係機関（医療機関の連携室、ケアマネージャー、訪問看護など）からお電話にて訪問診療のご相談申し込みを行ってください。
基本的な情報をお伺いいたします。

② 診療情報提供書（紹介状）の依頼

現在受診している病院またはクリニックへ診療情報提供書（紹介状）を依頼してください。
受診している病院またはクリニックからFAXもしくは郵送していただくか、患者さまやご家族さまより原本を当院へ郵送で送ってください。

③ 当院からのご説明

ご情報を確認させていただき、訪問診療の介入が可能となりましたら、当院のご説明をさせていただくため、地域連携部スタッフよりお電話をいたします。

ご説明の上、訪問診療をご希望された場合は、実際に訪問する日程（初診日）のご提案をいたします。

④ 初診・24時間トータルサポートの開始

ご提案させていただいた日程で医師がお伺いします。

下記の書類をご用意下さい。診察時に確認致します。

- ・保険証類（健康保険、介護保険証、介護保険負担割合証、各種受給証など）
- ・病院から受け取った書類等（診療情報提供書（紹介状）、レントゲン写真など）
- ・お薬手帳

診察を行い、患者さまの具体的な病状や現在までの経過をお伺いし、患者さまの状況に応じて訪問回数や訪問内容を設定した内容の訪問診療計画（同意書）を作成します。

また、病状によっては訪問看護等のサービスのご提案をさせていただきます。

初診時は、診療方針や今後のことなど大切なお話をございますので、ご家族さまも出来る限り同席していただくことを推奨しております。

⑤ 定期的な訪問診療

初診後に定期訪問診療の予定をお伝えいたします。予定に沿って医師が訪問し、訪問診療計画に従い、診察を行います。

【3. 在宅医療の費用について】

当院では、健康保険法及び高齢者医療確保法に基づき、保険請求を行っています。在宅医療導入時には保険証のコピーまたは写真を頂いておりますので、予めご了承下さい。なお、保険証の変更があった場合には、速やかにお申し出くださいますようお願いいたします。

限度額認定証や公費負担医療を受けられる方には減額・免除がありますので合わせてご提示ください。

生活されている場所や保険証の種類や明記されている「一部負担金の割合」により、在宅医療でかかる費用が異なります。下記にてご確認下さい。

医療費

居宅の方の目安

		1割	2割	3割
(定期) 訪問診療		888 円/回	1776 円/回	2664 円/回
在宅時 医学総合 管理料	厚生労働大臣が 定める状態 (*1)	5835 円~7035 円/月	11670 円~14070 円/月	17505 円~21105 円/月
	上記以外	5085~6085 円/月	10170~12170 円/月	15255~18255 円/月
ひと月のおおよその金額		8000 円程度	15000 円程度	22000 円程度

※上記の『ひと月のおおよその金額』は、月2回の定期訪問診療の場合の金額になります。

施設の方の目安

			1割	2割	3割
(定期) 訪問診療		213 円/回	426 円/回	639 円/回	
施設入 居時等 医学総 合管理 料	厚生労 働大臣 が定め る状態 (*1)	1人	4235~5435 円/月	8470~10870 円/月	12705~16305 円/月
		2~9人	3425~4625 円/月	6850~9250 円/月	10275~13875 円/月
		10~19人以下	2990~4190 円/月	5980~8380 円/月	8970~12570 円/月
		20~49人以下	2513~3713 円/月	5026~7426 円/月	7539~11139 円/月
		50人以上	2216~3416 円/月	4432~6832 円/月	6648~10248 円/月
	上記 以外	1人	3535~4685 円/月	7070~9370 円/月	10605~14055 円/月
		2~9人	1885~3035 円/月	3770~6070 円/月	5655~9105 円/月
		10~19人以下	1310~2460 円/月	2620~4920 円/月	3930~7380 円/月
		20~49人以下	1178~2328 円/月	2356~4656 円/月	3534~6984 円/月
		50人以上	1011~2161 円/月	2022~4322 円/月	3033~6483 円/月
ひと月のおおよその金額		5000 円程度	9000 円程度	14000 円程度	

※上記の『ひと月のおおよその金額』は、月2回の定期訪問診療の場合の金額になります。

(*1) 詳細の確認は P12 へ

その他

上記以外で状態や状況によって別途費用がかかります。代表的な費用は下記を参考にして下さい。おおよその目安としてのご案内となりますので、詳しいことは事務へお問い合わせください。

項目	内容	1割	2割	3割
初診料	初診の時にかかる費用	371 円	742 円	1113 円
電話再診料	電話による医師または看護師による病状相談	75 円	150 円	225 円
往診料	状態悪化時等にご自宅に伺い診察 (休日、夜間や深夜の場合は加算あり)	720 円～	1440 円～	2160 円～
退院前 カンファレンス	病院と当院や関連機関、ご本人さま・ご家族さまとの間で病状の把握や退院後の生活に関する対応についての協議や調整	1500 円 ～ 1700 円	3000 円 ～ 3400 円	4500 円 ～ 5100 円
訪問看護指示書	訪問看護師への情報提供や医師からの指示 (月 1 回)	300 円	600 円	900 円
診療情報提供書	他院を受診 (入院) する際に医師同士の情報共有するための文書	250 円	500 円	750 円

※診療報酬改正等により点数・名称等が変更される場合があります。最新の情報は厚生労働省ホームページにて告示されています。

他にも必要な検査・処置・注射・医学管理等の費用がかかる場合があります。費用が発生した場合は月ごとの医療費と合わせてご請求させていただきます。

公費

重度心身障害・特定疾患(難病)・生活保護などで公費負担を受けている方は、その適用を受けられます。一部負担金助成制度受給者証をお持ちの方はご提出をお願いします。

自己負担限度額について

医療費が高額になる方につきましては、自己負担限度額が定められており、ご請求額が限度額を超えることはありません。

●70歳未満　自己負担限度額

	自己負担限度額（月額）	直近1年間における4回目以降の限度額
適用区分「ア」	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
適用区分「イ」	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
適用区分「ウ」	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
適用区分「エ」	57,600円	44,400円
適用区分「オ」	35,400円	24,600円

●70歳以上　自己負担限度額

	自己負担限度額（月額） 個人単位（外来・在宅）	直近1年間における 4回目以降の限度額
3割	現役並所得者「Ⅲ」 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	現役並所得者「Ⅱ」 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
	現役並所得者「Ⅰ」 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般（2割・1割）	18,000円（年間上限：144,000円）	
「Ⅱ」	8,000円	
「Ⅰ」	8,000円	

限度額認定証をお持ちの方は初診時に確認（撮影）させていただきますので申し出てください。また、限度額認定証をお持ちでない方は、必要な手続きについては保険者または市役所へ問い合わせ下さい。

保険適用外の費用

保険の適用にならない検査や予防接種、書類等がございます。保険適用外の費用の一部はP.13「保険外価格一覧表」をご参照下さい。

また、交通費はいただいておりませんが、車でお伺いいたしますので駐車スペースがなく、パーキング等を利用した際に発生した駐車料金は保険適用外となり、全額ご負担いただきます。

居宅療養管理指導費

「居宅療養管理指導」とは、介護保険制度において要支援・要介護の認定を受けられた方で、通院が困難な方の居宅を訪問し、継続的な医学的管理に基づいて医師が行うものです。具体的には従来の医療保険に加えて下記のことを行います。

- ① 居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）へ、居宅サービス計画の作成などに必要な情報を提供します。
- ② 要介護者（ご本人さま）またはご家族さまへ、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行います。
- ③ その他、療養上必要な事項についての指導・助言を行います。

介護保険負担割合証に明記されている「利用者負担の割合」により、料金が異なります。下記にてご確認下さい。

	1割	2割	3割
ひと月の およその金額	600～1000 円程度	1200～2000 円程度	1800～3000 円程度

【4. ご請求・お支払いについて】

ひと月の医療費・保険適用外・居宅療養管理指導費の費用をまとめてご請求いたします。お支

払いは、原則として引き落としとさせていただきます。口座振替依頼書をお渡しいたしますので、ご記載の上ご提出をお願いいたします。

初回の引き落としに関しては、ご指定口座の登録に時間がかかる関係上、最短でも翌々月以降の引き落としとなります。その間に発生するご請求は、登録完了後の初回にてまとめて引き落とさせていただきます。

口座の引き落としが行えない可能性がある場合（口座の名義人がご逝去された等）、お振込みでお願いしております。必要な場合は、お振込み先をお知らせいたします。

締め日：月末	請求書発行：翌月中旬頃
引き落とし：翌月 27 日（営業日以外の場合は翌営業日）	

【5. Q & A (よくあるご質問)】

Q：訪問看護とは？（訪問診療と訪問看護の違い）

A：医師の指示のもと、訪問看護ステーションより看護師が訪問し、訪問診療と協力して療養生活を支えるサービスです。

«主な訪問看護の役割»

- ・医療的処置（点滴や傷の処置、自己注射等の指導、カテーテル等の管理及び交換）
- ・体調観察 ・痛みや精神面のケア 他

ご希望時、または医師が必要と判断した時にご案内いたします。

（※訪問診療に同行する当院の看護師は診療の補助を行います。医療的処置は行いません。）

訪問看護を希望される場合は各訪問看護ステーションと契約し利用開始となります。

Q：訪問診療の予定の変更は出来るか？

A：早めにご相談いただければ検討いたします。

ただし、ご希望に添えない場合もありますのでご了承下さい。

Q：夕方や夜、土日に訪問診察に来てもらうことは出来るか？

A：訪問診療は基本的に平日の日中に訪問させていただいております。

上記の間に診察が出来るよう、環境を整えるご相談も承っております。

（※急変時等の往診に関しては、24時間対応させていただいております。）

Q：毎回、家族が診察に同席しなければならないか？

A：いいえ。初回診察の時はご家族さまの同席を推奨しておりますが、毎回同席をしなければならないということはありません。

ただし、ご本人さまが病状を医師に伝えられない、診察内容の把握や理解が難しい場合や病状のこと等で医師からお伝えしたいことがある場合など状態によっては、同席をお願いするケースもあります。

Q：通院と併用はできますか？

A：できます。病院受診の制限はありません。ご希望がある場合は必要に応じて、病院の予約や診療情報提供書（紹介状）をご用意いたしますのでご相談下さい。

Q：専門医の診療は受けられますか？

A：当院は一般内科として全身状態を診察させていただきます。

専門医の診察が必要な場合は、他院への受診をお奨めすることがあります。

その他、ご質問等があればいつでもお問い合わせください。

(*1) 厚生労働大臣が定める状態

① 以下の疾病等に罹患している状態

末期の悪性腫瘍
スモン
難病法に規定する指定難病
後天性免疫不全症候群
脊椎損傷
真皮を超える褥瘡

② 以下の処置等を実施している状態

人工呼吸器の使用
気管切開の管理
気管カニューレの使用
人工肛門・人工膀胱の管理
ドレーンチューブ又は留置カテーテルの使用
在宅自己腹膜灌流
在宅血液透析
在宅酸素療法
在宅中心静脈栄養法
在宅成分栄養経管栄養法
在宅自己導尿の実施
植込み型脳・脊髄電気刺激装置による疼痛管理
携帯型精密輸液ポンプによるプロスタグランジン I₂製剤の投与

③ 以下の状態にあるもの

- ア) 要介護 3 以上またはこれに準ずる状態
- イ) 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする認知症の状態
- ウ) 頻回の訪問看護を受けている状態
- エ) 訪問診療または訪問看護において処置を受けている状態
- オ) 介護保険法 第 8 条 第 11 項に規定する特定施設等看護職員が配置された施設に入居し、医師の指示を受けた看護職員による処置を受けている状態
- カ) 麻薬の投薬を受けている状態
- キ) その他関係機関との調整等のために訪問診療を行う医師による特別な医学管理を必要とする状態

保険外価格一覧表

名称	価格
インフルエンザワクチン	3,800円 (ご年齢・お住まいの市町村により市の助成を使うことが出来る場合があります)
肺炎球菌ワクチン	8,000円 (ご年齢・お住まいの市町村により市の助成を使うことが出来る場合があります)
水痘ワクチン	7,000円
おむつ証明書	1,100円
通院証明書	1,100円
診断書（簡単なもの）	3,300円（検査代別）
診断書（複雑なもの）	5,500円（検査代別）
診断書（別途検査等必要な場合）	必要な検査により、価格が変わります。 診断書を提示の上ご確認ください。
SSM 治験同意書	5,500円
エンジェルケア *当院看護師が行った場合	25,000円
駐車場代	パーキングを利用し発生した料金 (交通費は無料)

* 上記は税込み金額（10%）です。消費税率変更の際には金額も変更となります。

* こちらに記載のないものについては、事務にお問い合わせください。

連携登録医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
医療法人弘仁会 板倉病院	船橋市本町 2 丁目 10 番 1 号	047-431-2662
医療法人徳洲会 鎌ヶ谷総合病院	鎌ヶ谷市初富 929-6	047-498-8111
医療法人社団 博翔会 五香病院	松戸市五香 8-40-1	047-311-5550
医療法人社団 誠馨会 セコメディック病院	船橋市豊富町 696-1	047-457-9900
医療法人社団一心会 初富保健病院	鎌ヶ谷市初富 114	047-442-0811
船橋市立医療センター	船橋市金杉 1 丁目 21 番 1 号	047-438-3321
松戸市立総合医療セ ンター	松戸市千駄堀 993 番 地の 1	047-712-2511

※五十音順

当院の連携医療機関は上記のとおりですが、これまでに他の医療機関をご利用されたことがある場合は、そちらをご案内することもできます。
どうぞご遠慮なくお知らせください。

指定居宅サービス事業所の運営に係る規定

令和6年4月1日現在

(フリガナ)	イリョウホウジンシャダンハクウカイ ツバサザイタククリニックシンカマガヤ		
事業所名	医療法人社団白羽会 つばさ在宅クリニック新鎌ヶ谷		
事業所番号	1212611499		
所在地	〒273-0107 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 1-16-1 ムワ・トゥール 1F-A2		
電話番号	047-468-8065	FAX	047-468-8075
事業所形態	診療所	管理者	院長 永島徳人

事業区分	居宅療養管理指導		
事業管理者	医師 永島徳人		
従業者	医師 常勤 3名		
診療日・時間	月曜日～金曜日 午前8時より午後6時まで		
休診	土曜日、日曜日、その他学会出席等による研究日(不定期)		
費用総額	厚生労働大臣が定める基準に準ずる		
ご利用者負担額	厚生労働大臣が定める基準に準ずる		
その他の費用	通常の事業実施地域以外の地域への訪問には別途交通費実費		
通常の事業実施地域	船橋市北部、鎌ヶ谷市、白井市、松戸市及び市川市の一部		

ご相談や苦情に関する窓口	医療法人社団白羽会 つばさ在宅クリニック新鎌ヶ谷		
電話番号	047-468-8065	FAX	047-468-8075
ご利用時間	月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで(土日祝休)		
備考欄			